

機械器具84 X線増感紙 (34317000)  
一般医療機器**スクリーン:NR-100、NR-160、NR-200、NR-250、NR-320、  
SR-100、SR-160、SR-250、NC****【形状・構造及び原理等】****【形状・構造】**

支持体に蛍光体を塗布したシート状増感紙です。

**【動作原理】**

増感紙中の蛍光体にX線が照射されると、蛍光体はX線のエネルギーを吸収し光に変換します。この光によりX線フィルムを感光させ、少ないX線照射で画像を形成させることができます。

**【使用目的、効能又は効果】**

X線像をフィルムに露光させるための蛍光物質を塗布したシートをいいます。

**【品目仕様等】**

| 項目   | 仕様                      |
|------|-------------------------|
| 寸法   | JIS Z4905:2005 7.1項による。 |
| コーナー | JIS Z4905:2005 7.2項による。 |
| 直角度  | JIS Z4905:2005 付属書Bによる。 |

**【操作方法又は使用方法等】****【操作方法又は使用方法に関連する使用上の注意】**

X線撮影に使用する一般用フィルムカセットやフィルムチェンジャー装置等に貼り付けて使用します。

詳細な貼り付け方法は、取扱説明書を参照してください。

**【使用上の注意】**

1. 増感紙は水等がかからない場所で使用してください。
2. 増感紙に湿気、水分を付着させないよう、又異物などがカセット内に入らないように注意してください。
3. フィルムの装填/取り出し時に、増感紙の蛍光面を損傷しないように注意してください。
4. 増感紙表面に汚れ、ごみ等が付着した場合は清掃してください。増感紙表面を清掃する時は、増感紙専用クリーナーを含ませたガーゼでふき、次に乾いた柔らかい布で軽く拭いてください。
5. 増感紙はよく乾いた状態で使用してください。
6. 増感紙に折れやキズが発生したり、変色が生じたりした場合は、新品の増感紙に交換してください。
7. 増感紙を廃棄する場合は、産業廃棄物となります。必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処分業者に廃棄を依頼してください。

**【貯蔵、保管方法及び使用期間等】****1. 保管方法**

直射日光や紫外線があたる場所、各種放射線があたる場所や、高温高湿の場所を避けて保管してください。

**2. 有効使用期間**

有効使用期間(使用期限)は、クリーニングを行った上で、キズ、折れ、汚れ、変色や感度低下等により、診断画像に劣化をきたすまでとし、このような場合には新品の増感紙に交換してください。

**【保守・点検に係る事項】**

1. 増感紙の使用・保守の管理責任は使用者側にあります。

2. 使用者による日常及び定期点検(少なくとも6ヵ月ごと)を必ず行ってください。

点検を実施しない場合には、診断画像に悪影響を与える懸念がでてきます。

**【点検項目】**

- ・清浄度
- ・磨耗及び汚れ(シミ)

**【包装】**

品目・サイズはそれぞれの商品の個包装上に明記してあります。

**【製造販売業者及び製造業者の名称及び住所等】**

製造販売業者名: 東芝マテリアル株式会社

住 所: 〒235-8522  
神奈川県横浜市磯子区新杉田町8番地

電話番号: 045-770-3100

製造業者名: 東芝マテリアル株式会社

住 所: 〒235-8522  
神奈川県横浜市磯子区新杉田町8番地

電話番号: 045-770-3100

販売業者名: コニカミノルタエムジー株式会社

住 所: 〒163-0512  
東京都新宿区西新宿 1-26-2

電話番号: 03-3349-5175

取扱説明書を必ずご参照ください。